

お 知 ら せ

平成23年6月1日(水)から、八雲支局における地図等の証明事務について、新たに次のサービスを開始します。

また、本局登記部門においては、同年5月2日から開始しています。

情報交換サービス

全国の地図情報システムが稼働している登記所であって、法務大臣が指定した登記所の管轄区域内における地図等の証明書を当支局の窓口で請求することができます。

- 地図等とは
- ①地図
 - ②建物所在図
 - ③地図に準ずる図面
 - ④土地所在図
 - ⑤地積測量図
 - ⑥地役権図面
 - ⑦建物図面
 - ⑧各階平面図

オンライン請求サービス

地図及び地図に準ずる図面以外の図面についても、その内容を証明した書面の送付をインターネットから請求することができます。

法務大臣が指定した登記所等、ご不明な点につきましては、窓口の係員にお尋ねいただくか、法務局のホームページでご確認ください。

函館地方法務局